



政府統計

平成 24 年 9 月 11 日

【照会先】

大臣官房統計情報部

人口動態・保健社会統計課 保健統計室

室長 瀧村 佳代

室長補佐 岩崎 容子

(担 当) 受療行動統計係 (内線 : 7518)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2958

平成 23 年受療行動調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
1 病院を選んだ理由	3
2 病院を選択する際の情報源	5
3 予約の状況、診察までの待ち時間、診察時間 (外来患者のみ)	5
4 自覚症状 (外来患者のみ)	9
5 セカンドオピニオン (他の医師の意見)	11
6 医師からの説明の有無、理解度、説明に対する疑問や意見	13
7 入院中の他医療機関の受診状況 (入院患者のみ)	14
8 複数科受診の状況 (外来患者のみ)	15
9 今後の治療・療養の希望 (入院患者のみ)	15
10 退院の許可が出た場合の自宅療養の見通し (入院患者のみ)	16
11 病院で請求された金額、世帯の収入、負担感 (外来患者のみ)	17
12 満足度	19
13 医療機関に対する不満感、不満を感じたときの行動	23
統計表	24
参考表	31

平成 23 年受療行動調査の概況は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

ホームページアドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/34-17.html>)

調査の概要

1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査対象及び客体

全国（岩手県、宮城県及び福島県を除く。）の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者を調査の客体とした。

ただし、外来患者については、通常の外来診療時間内に来院した患者を調査の客体とし、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査対象から除いた。

3 調査の期日

平成23年10月18日(火)～20日(木)の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日。

4 調査事項

外来患者票

診察までの待ち時間、診察時間、予約の状況、病院を選んだ理由、心身の状態、自覚症状、説明の理解度、セカンドオピニオン、満足度、病院で請求された金額、複数科受診の状況、医療機関に対する不満感、世帯の収入 等

入院患者票

病院を選んだ理由、心身の状態、説明の理解度、医師から受けた説明に対する行動、セカンドオピニオン、入院中の他医療機関の受診状況、今後の治療・療養の希望、退院の許可が出た場合の自宅療養の見通し、同居の有無、満足度、医療機関に対する不満感 等

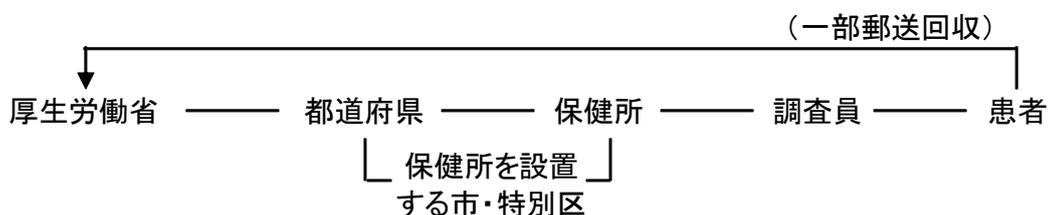
5 調査の方法

患者への調査票の配布は、外来患者票、入院患者票ともに調査員が行った。

記入は、原則として患者本人の記入方式としたが、記入できない場合については、家族の方などが補助して記入した。

調査票は、患者が回収用封筒に密封し、回収箱等により医療施設の調査員が回収した。なお、郵送による提出も可とした。

6 調査の系統



7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

この概況は、受療行動調査の基本集計の結果をとりまとめたものである。

<p>平成 23 年受療行動調査の概況</p> <p>数 値：概数</p> <p>(病院報告(平成 23 年 10 月分概数)の外来患者延数と在院患者数を用いて全国推計を行ったもの)</p> <p>掲載内容：基本集計</p> <p>(受療行動調査の調査項目のみで集計したもの)</p>	<p>平成 23 年受療行動調査(確定数)の概況</p> <p>数 値：確定数</p> <p>(平成 23 年医療施設静態調査の外来患者延数と在院患者数及び平成 23 年患者調査の外来患者、入院患者の年齢構成を用いて全国推計を行ったもの)</p> <p>掲載内容：基本集計</p> <p>(受療行動調査の調査項目のみで集計したもの)</p> <p>掲載内容：関連集計</p> <p>(平成 23 年医療施設静態調査及び平成 23 年患者調査とデータ・リンケージを行った上で必要項目を集計したもの)</p>
--	--

なお、病院の表章区分は以下のとおりとした。

- ・ 特定機能病院……………医療法第 4 条の 2 に規定する特定機能病院として厚生労働大臣の承認を得ている病院
- ・ 大病院……………特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が 500 床以上の病院
- ・ 中病院……………特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が 100 床～499 床の病院
- ・ 小病院……………特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が 20 床～99 床の病院
- ・ 療養病床を有する病院……医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する病院の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床を有する病院

概況に用いた有効回答数の状況及び調査実施施設数は次のとおりであった。

◆調査票配布数、回収数、有効回答数

	調査票配布数 (A)	回収数 (B)	回収率(%) (B)/(A)	有効回答数
総 数	192,885	152,455	79.0	150,620
外 来	126,939	99,886	78.7	98,988
入 院	65,946	52,569	79.7	51,632

◆病院の種類別調査実施施設数、有効回答数

	施設数	有効回答数	
		外来	入院
総 数	485	150,620	51,632
特 定 機 能 病 院	35	39,247	14,069
大 病 院	69	46,803	17,381
中 病 院	143	40,338	13,337
小 病 院	120	12,225	2,468
療 養 病 床 を 有 す る 病 院	118	12,007	4,377

8 利用上の注意

- (1) 推計値、比率等でまとめた結果が表章すべき最下位の桁の 1 に達しない場合は「0.0」で表している。
- (2) 概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。
- (3) 今回の調査では、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施していないため、集計した数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 なお、前回(平成 20 年)調査の岩手県、宮城県及び福島県を除外した数値は、31 ページの参考表のとおりである。